

焼却施設点検等の場合の保護具について

ダイオキシン対策で、焼却炉、集塵装置等の施設内部の補修・点検時の保護は防護服と防塵防毒マスクにより行う。



○防護服

空気中に舞う粉塵から防護性を有した素材を使い、全ての縫い目とジッパー部をテープシームし機密性を高め、帯電防止加工などにより静電気の付着を防いだ服。

・保護衣密閉形防護服 (JIS T 8115)



○防塵防毒マスク

防塵防毒マスクは、空気中に浮遊する粒子状物質(粉じん等)の吸入により生じるじん肺等の疾病を予防するため使用されるものであり、その規格については、防じんマスクの規格(昭和63年労働省告示第19号)において定められている。

①防塵・防毒両方の形式検定合格品、②取替え式、③集塵捕集効率の高いもの、④有機ガス用のものとする。
(性能区分RL3又はRS3)

・呼吸用保護具防じん防毒併用タイプ
(国家検定合格品)

・交換用吸収缶